

# 日本貴金属粘土協会 会則

PMC Guild Japan Regulations of a Society



## 第1章 総則

### ■名称

第1条 本協会は日本貴金属粘土協会と称する。

### ■事務所

第2条

1. 本協会は、主たる事務所を 東京都中野区東中野 5-16-4SS MIYUKIstudio 内 に置く。
2. 本協会は、理事会の決議を経て、必要な従たる事務所を置くことができる。

### ■目的

第3条 本協会は貴金属粘土を用いた工芸技術の普及、啓蒙及び講師の育成並びに会員の技術向上や発展及び会員同士の親睦を目的とする。

### ■事業

第4条 本協会は第3条の目的を達成するため次の事業を行う。

1. 技術資格認定
2. 作品展、コンテスト及び支部展の開催
3. セミナーの開催
4. 国際交流の推進、情報の収集と調査研究
5. 優れた活動に対する顕彰
6. 会員向け情報誌の発行
7. ホームページの運用
8. その他本目的を達成するために必要な事業

## 第2章 会員

### ■種別

第5条 本協会の会員は、次の通りとする。

1. 正会員 第3条の目的に賛同して入会した本協会認定講師あるいは本協会の講師資格を有していないが入会を希望するもので理事会が認めた個人
2. 法人会員 第3条の目的に賛同して入会した団体あるいは法人で理事会が認めたもの
3. 賛助会員 第3条に目的を賛助する個人、団体あるいは法人

### ■入会

第6条 本協会の会員になろうとするものは、所定の入会申込書に必要事項を記入、署名した上、入会金及び1年分の会費を添えて提出する。

### ■入会金及び会費

第7条

1. 会員は、本会則に定める入会金及び会費を納めなければならない。
2. 入会金及び会費は、前納とする。
3. 入会日以降においては、即納の入会金及び会費はいかなる事由があっても返還しない。
4. 入会金及び会費は、総会において出席者の過半数の賛成があったとき、改定することができる。
5. 入会金は次の通りとする。  
正会員 3,000 円  
法人会員 10,000 円
6. 会費は原則として、次の通りとする。  
正会員 7,000 円／年（自動引落により 6,000 円／年）

法人会員 50,000 円／年

7. 正会員は支部を通じて入会することを原則とする。ただし、居住地域に支部がない場合または所属している団体が法人会員の場合、その限りにない。
8. 徴収された会費は、協会事務局にて一元管理する。ただし、理事会の決議を経て支部に分配された会費に関しては、各支部にて管理するものとする。
9. 会員の資格有効期間は、協会の会計年度と同一とする。
10. 会費は入会の時期を問わず一律とする。ただし、入会後の有効期間が半年以下の場合、次年度の会費は免除とする。
11. 正当な理由無く会費が納入されない場合、会員が協会より受けることができる特典を一時停止する場合があります。

#### ■資格の喪失

第 8 条 会員は次の事由によって会員資格を喪失する。

1. 退会したとき。
2. 禁治産者もしくは破産の宣告を受けたとき。
3. 死亡したとき。
4. 会員である法人が解散したとき。
5. 除名されたとき。

#### ■退会

第 9 条 会員が退会しようとするときは、理由を付して退会届を協会に提出しなければならない。また、協会の会費を 1 年以上滞納したときは退会の意思とみなし、自動的に退会のこととする。

#### ■除名

第 10 条 会員が次の理由に該当するときは、総会に於いて出席者の 3 分の 2 以上の議決を経て会長がこれを除名することができる。この場合は、その会員に対し議決の前に弁明の機会を与えることができる。

1. 協会の名誉を傷つめまたは協会の目的に違反する行為があったとき。

### 第 3 章 役員及び職員

#### ■役員

第 11 条 本協会には次の役員を置く。

1. 会長 1 名
2. 副会長 1-2 名

#### ■役員を選任

第 12 条 第 11 条で定める役員は、次の方法で定める。

1. 理事は、第 5 条で定める正会員または法人会員が届けた代表者の中から、支部毎に、各支部 1-3 名を自薦または他薦で選出し、総会において出席者及び書面をもってあらかじめ意思表示したものの過半数の賛同を得て承認される。
2. 会長、副会長は、理事会において理事の中より互選で選出し、総会において出席者及び書面をもってあらかじめ意思表示したものの過半数の賛同を得て承認される。
3. 監査役は、理事を除く会員から選出し、総会において出席者及び書面をもってあらかじめ意思表示したものの過半数の賛同を得て承認される。

#### ■会長の職務

第 13 条

1. 会長は本協会の業務を総括しこの協会を代表する。

2. 会長はその職務の一部を副会長または理事に委任することができる。
3. 会長に事故がある時または欠けた時は、次の会長が決まるまで副会長がその職務を代行する。副会長が 2 名いる場合は、理事会において出席者の過半数の賛同を得て代行者を決定する。

#### ■副会長の職務

第 14 条 副会長は、会長を補佐し、協会運営の実務を行う。

#### ■理事の職務

第 15 条 理事は、理事会を組織し協会の運営全般を遂行する。

#### ■監査役の職務

第 16 条 監査役は、本協会の業務及び財産に関し次の業務を行う。

1. 協会の財産の状況を監査する。
2. 理事の業務遂行の状況を監査する。
3. 財産の状況または業務の執行について不正の事実を発見したときは、これを委員会／総会に報告する義務を負う。

#### ■役員任期

第 17 条

1. 本協会の役員任期は 2 年とし再任を妨げない。
2. 役員任期は、毎年 6 月 1 日から始まる。

#### ■役員報酬

第 18 条

1. 役員は無給とする。
2. 役員が、協会主催の会議に参加する場合、交通費及び宿泊費の実費を支給する場合がある。

#### ■顧問

第 19 条 理事会の議決を経て、顧問を置くことができる。

#### ■事務局及び職員

第 20 条 本協会の事務を処理するため、事務局を設置する。事務局には、必要に応じて職員を置くことができる。職員には、理事会において出席者の過半数の賛同を得て承認された報酬を支払うことができる。

## 第 4 章 会議

#### ■理事会

第 21 条

1. 理事会は会長、副会長、理事、監査役及び事務局により構成され、年 2 回を原則として会長が招集する。
2. 理事会の議長は会長とする。但し会長が理事会を欠席する場合、副会長がこれを代行する。
3. 会長の判断で、臨時の理事会を招集することができる。

#### ■審議事項

第 22 条 理事会は、次の事項を審議する。

1. 総会に付議する事項及び総会から委託された事項
2. 本会則に定める事項
3. 事業計画・予算案及び事業報告・収支決算に関する事項
4. 諸規則の制定及び改廃に関する事項
5. 支部及び委員会の設置及び改廃並びにその運営に関する事項

6. 職員の任免その他に関する事項
7. 重要財産の処分に関する事項
8. その他重要な会務の運営に関する事項

#### ■理事会の定足数

##### 第23条

1. 理事会は理事現在数の過半数の者が出席しなければ議事を決議することができない。但し、当該議事につき書面を以ってあらかじめ意思を表示した者は出席したものとみなす。
2. 理事会の議事は、出席委員及びあらかじめ書面において意思表示したものの過半数を以って決する。可否同数の時は議長が決する。

#### ■総会の種類

第24条 総会は通常総会及び臨時総会とし、対面式、音声及びビデオ会議、もしくはウェブサイト上にて実施される。

#### ■召集の時期

第25条 通常総会は、毎年1回会計年度終了後2ヵ月以内に開き、臨時総会は、会長が必要と認めた場合に随時開く。

#### ■召集の方法

##### 第26条

1. 総会は、会長が召集する。
2. 総会の召集は、少なくとも1ヵ月前に、討議すべき事項、日時及び場所を記載した書面をもって行う。
3. 正会員及び法人会員の代表者は、総会に出席して意見を述べることができる。
4. 正会員及び法人会員の代表者は、総会において議決権を有する。

#### ■請求による臨時総会

第27条 正会員の10分の1以上から議案を添えて、総会の召集の請求があったときは、会長はその請求のあった日から3ヵ月以内にこれを召集しなければならない。

#### ■審議事項

第28条 総会はこの規約に定めるもののほか次の事項を議決する。

1. 事業計画及び収支予算の議決に関する事項
2. 事業報告及び収支予算の承認に関する事項
3. 役員を選任及び解任に関する事項
4. 基本財産の処分に関する事項
5. その他この協会の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの。

#### ■議長

##### 第29条

1. 総会の議長は、会長をもってこれにあたる。ただし、会長が総会に出席できない場合は、副会長がこれを代行する。
2. 会長が特に必要と認めた場合は、前項の規定にかかわらず議長を指名することができる。

#### ■総会の定足数

##### 第30条

1. 総会は、議決権を有する会員が過半数以上出席しなければ開会することができない。ただし、委任状により表決権を委任したものは出席とみなす。
2. 総会の開会は、前項1の規定数に満たない場合、議長ならびに出席会員の過半数の同意をもって開会する

ことができる。

3. 総会の議事は、議決権を有する出席会員の過半数を以って決する。可否同数のときは議長が決する。

#### ■委員会

##### 第31条

1. 本協会は、第4条に定める事業を行うため、理事会の議決を経て委員会を設けることができる。
2. 委員会に関して必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

## 第5章 技術資格認定

#### ■技術資格認定

##### 第32条

1. 別に定める貴金属粘土に関する技法を習得したと認められるものに対し、本協会より資格認定証を発行する。
2. 資格認定証の発行を希望するものは、所定の申請用紙に自筆で記載し、所定の費用を加え、所属を希望する支部に提出する。
3. 技法の習得には、所定の時間、資格取得者による講習を受ける必要がある。
4. 技法を習得したかの判断は、第5条第1項に定める本協会正会員が行う。

## 第6章 資産及び会計

#### ■資産

第33条 本協会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

1. 入会金
2. 会費
3. 認定料
4. 賛助金

#### ■資産の管理

第34条 本協会の資産は、理事会の議決に基づいて会長がこれを管理する。

#### ■経費の支弁

第35条 本協会の経費は、資産をもって支弁する。

#### ■事業及び財産状況の報告等

第36条 本協会の事業計画及び収支予算は、総会の議決をもってこれを定める。事業報告及び収支決算は、監査役の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

#### ■事業年度

第37条 本協会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第7章 解散

#### ■解散

第38条 本協会の解散は、理事会の4分の3以上の議決を経て、総会の承認を得なければならない。

#### ■残余財産の処分

第39条 解散時に存する残余財産は、総会の議決を経て、公益を目的とする団体に寄付するものとする。

## 第8章 雑則

■実施細則

第 40 条 この定款の実施に関する必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

附則

1. 2001 年 5 月 10 日制定  
2006 年 5 月 11 日改訂  
2012 年 6 月 15 日改訂  
2013 年 6 月 15 日改訂  
2015 年 5 月 10 日改訂  
2020 年 5 月 11 日改訂  
2021 年 5 月 12 日改訂  
2023 年 4 月 1 日改訂  
2025 年 5 月 9 日改訂  
2026 年 5 月 14 日改訂
2. 協会は、PMC 製造会社である三菱マテリアル株式会社の支援により、発足したものである。

